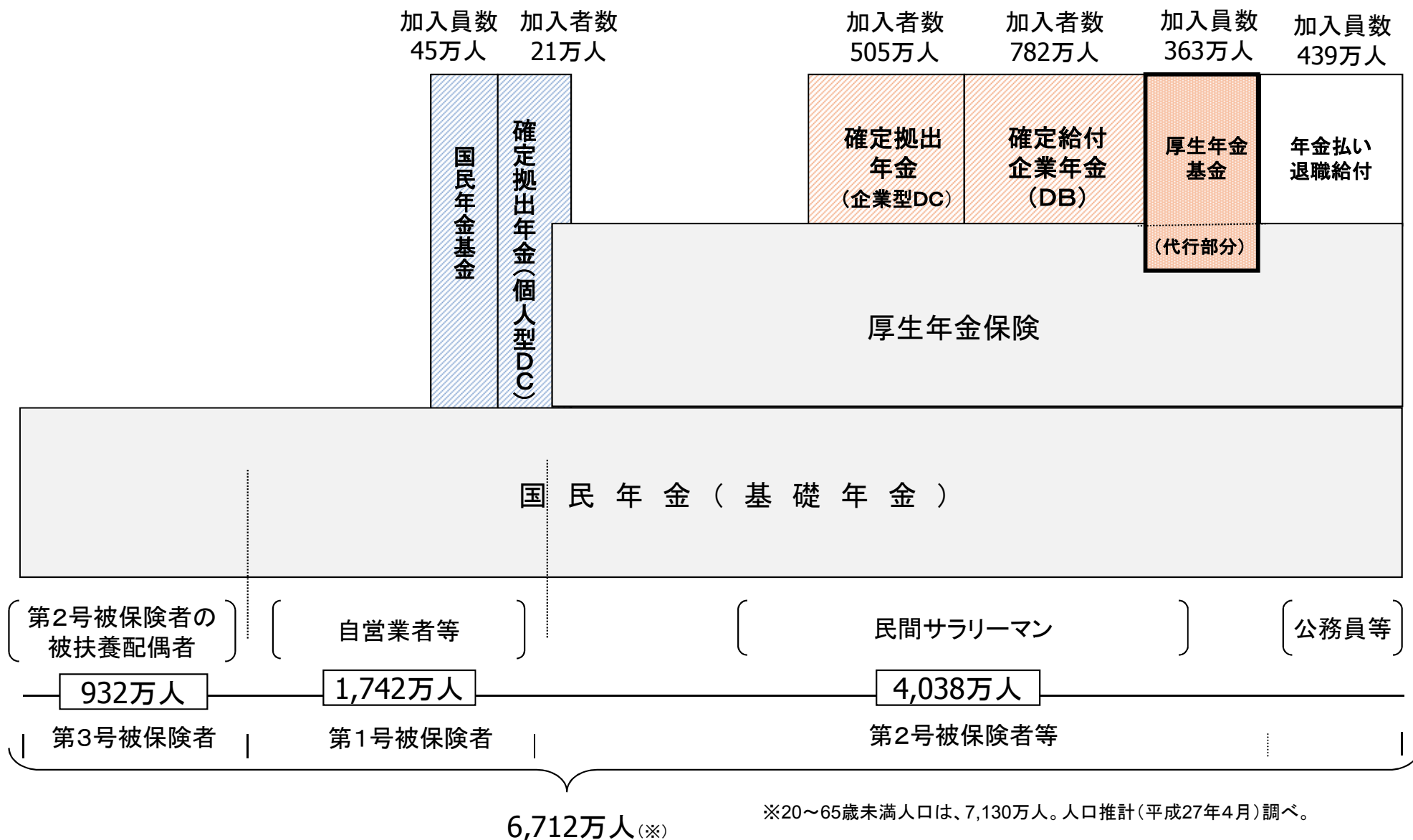


厚生年金基金の特例解散について

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

現状における年金制度の体系



※20~65歳未満人口は、7,130万人。人口推計(平成27年4月)調べ。

※平成27年10月以降。加入者数等は平成27年3月現在(公務員等は平成26年3月現在)。

厚生年金基金制度の見直し

- 平成26年4月1日より、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行った。

【厚生年金基金制度見直しの内容】

- ① 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- ② 施行日から5年間の時限措置として、責任準備金相当額の納付期限を最長30年に猶予する、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時の特例を設ける。
- ③ 上乘せ給付の受給権保全を図るため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行を支援する。

※ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）による見直し

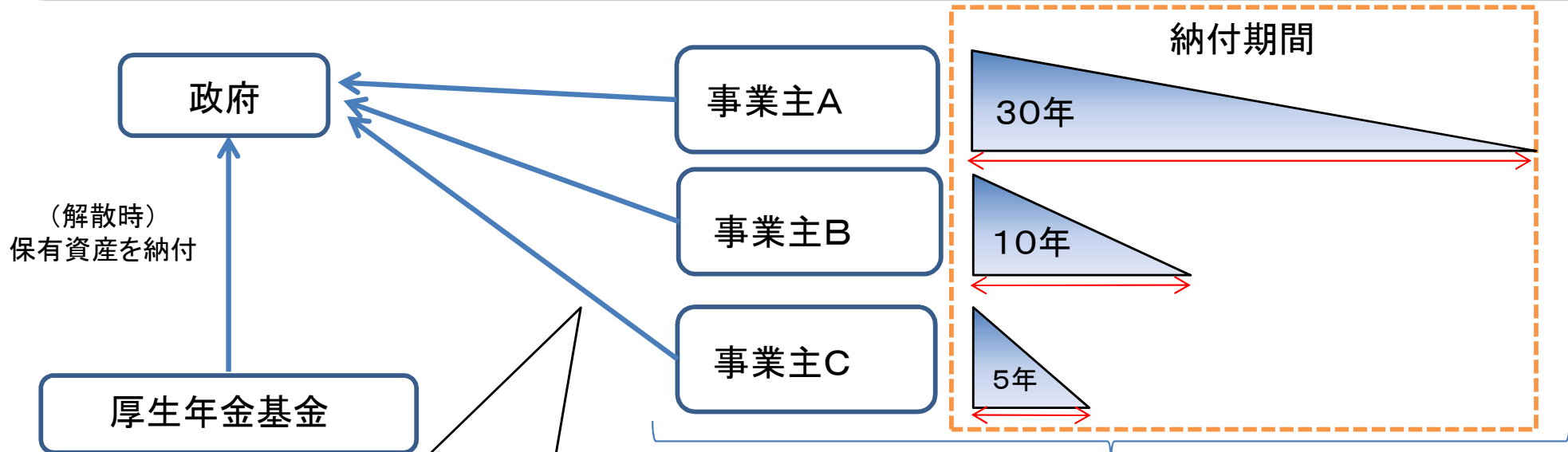
<厚生年金基金の状況>

平成25年度末 現存基金 531基金(101,098事業所が加入)			
平成28年1月末現在			
未定 28基金	解散等の方向 292基金	解散基金 187基金	代行返上 26基金
現存基金 320基金(60.0%)		解散等基金 213基金(40.0%)	

※ 平成27年4月及び平成27年6月にそれぞれ1基金が分割設立していることから、合計基金数は合わない。

基金解散時の納付猶予の特例

- 通常は解散時に最低責任準備金を一括で国に返済する必要があるが、納付猶予の申請をすることが可能。
- 従前の特例解散における納付猶予について、今回の改正により、次の見直しを法定。
 - ①事業所間の連帯債務外し、②利息の固定金利化、③最長納付猶予期間の延長(15年→30年)
- 最低責任準備金が代行割れしている基金は、基金保有資産及び納付計画未提出事業所の代行割れ部分の負担金を国に返還し、基金は清算。代行割れ部分を各設立事業所で負担し、各設立事業所の納付計画により分割で国に返還する。



- 連帯債務を外す
- 事業所から国に直接納付
- 納付計画未提出事業所は、代行割れ部分の負担金を基金が徴収する。未納の場合は、基金による滞納処分が行われる。

分割納付したものには、別途加算金が課せられる
 $(支払った元本) \times (猶予期間) \times (加算金の利率【告示】)$
 【現行】厚生年金本体の運用実績 ← 【今回の措置】解散時の10年利付国債の利回り

